

鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会

報 告 書

令和4年6月21日

はじめに

前市長逮捕のニュースは、逮捕という事実が鹿角市民及び鹿角市職員に大きな衝撃を与えたが、その容疑が前市長の情報漏洩による官製談合だったことで大きな怒りに変わったのではないでしようか。

公正であるべき入札の現場で当局トップによる不正が行われていたことは、断じて許されることではありません。

鹿角市は、一刻も早く、市民からの信頼を回復しなければなりませんし、市職員が誇りをもって仕事ができる環境を整えなければなりません。

そのような状況下、現市長は速やかに第三者委員会の設置を表明し、外部の目を導入して問題解決に取り組むという姿勢を示されました。

そして、前市長逮捕のニュースから1ヶ月もたたないうちに、第1回鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会は開かれました。

当委員会に与えられた課題は、(1)入札・契約制度の検証と課題等の抽出、(2)官製談合の再発防止対策の検討、の2点です。

各委員からは、活発な質問、問題提起、意見表明等がありました。事務局は、各委員からの質問等に対して真摯に調査、回答、資料提供等に取り組みました。非常に充実した委員会でした。

当委員会と並行して進んでいた刑事裁判から新しい事実が判明することもあり、新しい疑問や課題が尽きることはませんでしたが、いつまでも議論を続けているわけにはいきません。

本報告書は、現時点の課題と再発防止策を提示するのですが、これで問題が解決し再発防止が完成するわけではありません。本報告書は、再発防止の道筋を示し、具体的な対策を提案します。その内容は対策の継続的な実施を求めるものです。その意味で、本報告書は、スタートであり、ゴールではありません。

本報告書が、市民の信頼回復、市職員の誇りの回復の一助になることを願って止みません。

令和4年6月21日

鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会
委員長 緑川正樹

目 次

1	鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会	1
2	事件の概要	2
3	事件発覚後の経過及び市の対応	4
4	入札・契約制度の検証と課題等の抽出	7
5	官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止対策の検討	11
6	当委員会の審議を踏まえて既に実施されている対策	14
7	総括意見	15

【資料1】

鹿角市入札制度の内容について	16
----------------	----

【資料2】

鹿角市入札結果の概要（平成28年度～令和2年度）	19
--------------------------	----

1 鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会

(1) 委員会設置 令和4年2月14日(月)

(2) 構成委員

役職	所属等	氏名	備考
委員長	緑川法律事務所 弁護士	緑川正樹	
委員	秋田職業能力開発短期大学校 校長	後藤康孝	委員長代理
委員	法テラス鹿角法律事務所 弁護士	志賀貴光	
委員	秋田県行政書士会副会長 庄司真一郎行政書士事務所 行政書士	庄司真一郎	

(3) 調査審議事項(鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱第2条)

- ア 入札・契約制度の検証と課題等の抽出
- イ 官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止対策の検討

(4) 開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和4年 2月14日	<ul style="list-style-type: none">・委員長の互選・委員長代理の指名・官製談合防止法違反事件等の概要及び経過について・鹿角市の入札制度及び入札結果について・会議の進め方と会議結果の公表方法について
第2回	令和4年 3月16日	<ul style="list-style-type: none">・第1回委員会後の事件等の経過について・現行の入札制度について
第3回	令和4年 4月8日	<ul style="list-style-type: none">・第2回委員会後の事件等の経過について・現行の入札制度の問題点について・再発防止対策について
第4回	令和4年 6月21日	<ul style="list-style-type: none">・第3回委員会後の事件等の経過について・報告書の取りまとめについて

2 事件の概要

前市長が、市長在任中に市が発注した工事を巡り、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕・起訴されたものである。

令和4年1月19日、前市長が、令和2年度に市が発注した「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」の条件付き一般競争入札に関し、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で秋田県警察に逮捕され、同年2月9日、同罪により秋田地方裁判所に起訴された。

令和4年2月9日、前市長が、平成31年度（令和元年度）に市が発注した「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」の条件付き一般競争入札に関し、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で秋田県警察に逮捕され、同年3月2日、同罪により秋田地方裁判所に追起訴された。

令和4年3月2日、前市長が、平成31年度（令和元年度）に市が発注した「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」の条件付き一般競争入札に関し、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で秋田県警察に逮捕され、同年3月23日、同罪により秋田地方裁判所に追起訴された。

（1）「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」に係る公訴事実の概要

前市長であった被告人児玉一は、市長在任中の令和2年5月19日に開札した「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」の条件付き一般競争入札に関し、株式会社柳沢建設会長であった被告人柳沢義人から指示を受けた同社常務取締役であった被告人山口達夫から依頼を受け、同月14日、被告人山口に対し、市役所市長室から電話で工事の最低制限価格を教示し、被告人山口がこれを被告人柳沢に伝え、その結果、最低制限価格と同額で同社に落札させ、公正な入札を妨害した。

(2) 「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」に係る公訴事実の概要

前市長であった被告人児玉は、市長在任中の令和元年5月21日に開札した「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」の条件付き一般競争入札に関し、株式会社田中建設代表取締役であった被告人田中教雄から依頼を受け、同月16日、被告人田中に対し、鹿角市役所の市長室で工事価格等を記載した書面を渡し、その結果、教示した工事価格をもとに同社に落札させ、公正な入札を妨害した。

(3) 「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」に係る公訴事実の概要

前市長であった被告人児玉は、市長在任中の令和元年5月21日に開札した「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」の条件付き一般競争入札に関し、株式会社イトウ建材店取締役であった被告人伊藤正隆から依頼を受け、同月17日、被告人伊藤に対し、自宅から電話で工事の最低制限価格を教示し、その結果、最低制限価格と同額で同社に落札させ、公正な入札を妨害した。

3 事件発覚後の経過及び市の対応

月 日	事 項
1月 19日 (水)	「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」を巡り、前市長を官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑、株式会社柳沢建設の元常務取締役（元市建設部長）と元会長が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
1月 20日 (木)	市長臨時記者会見
1月 21日 (金)	株式会社柳沢建設を指名停止（12カ月）
1月 24日 (月)	市長が職員に訓示
1月 26日 (水)	市議会臨時議会で市長が事件について陳謝
1月 31日 (月)	市長定例記者会見（第三者委員会設置について）
2月 9日 (水)	秋田地検が、「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」を巡り、前市長を官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪、株式会社柳沢建設の元常務取締役（元市建設部長）と元会長を公契約関係競売入札妨害の罪で起訴
2月 9日 (水)	「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」を巡り、前市長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑、株式会社田中建設代表取締役が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
2月 14日 (月)	第1回鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会
2月 14日 (月)	株式会社田中建設を指名停止（12カ月）
3月 2日 (水)	「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」を巡り、前市長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑、株式会社イトウ建材店の取締役が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
3月 2日 (水)	秋田地検が、「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」を巡り、前市長を官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪、株式会社田中建設の代表取締役を公契約関係競売入札妨害の罪で起訴
3月 7日 (月)	株式会社イトウ建材店を指名停止（12カ月）

3月16日（水）	第2回鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会
3月23日（水）	秋田地検が、「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」を巡り、前市長を官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪、株式会社イトウ建材店の取締役を公契約関係競売入札妨害の罪で起訴
3月30日（水）	「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」及び「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」に係る官製談合防止法違反等について、第1回公判（前市長、株式会社柳沢建設元会長、株式会社柳沢建設元常務取締役、株式会社田中建設代表取締役）
4月8日（金）	第3回鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会
5月9日（月）	「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」、「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」及び「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」に係る官製談合防止法違反等について、第2回公判（前市長、株式会社柳沢建設元会長、株式会社柳沢建設元常務取締役、株式会社田中建設代表取締役、株式会社イトウ建材店元取締役）
6月13日（月）	「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」、「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」及び「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」に係る官製談合防止法違反等について、第3回公判（前市長、株式会社柳沢建設元会長、株式会社柳沢建設元常務取締役、株式会社田中建設代表取締役、株式会社イトウ建材店元取締役）
6月20日（月）	「統合校舎（花輪第二中学校）大規模改造工事（機械設備工事）」、「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（建築主体工事）」及び「鹿角観光ふるさと館大規模改修工事（機械設備工事）」に係る官製談合防止法違反等について、第4回公判（前市長、株式会社柳沢建設元会長、株式会社柳沢建設元常務取締役、株式会社田中建設代表取締役、株式会社イトウ建材店元取締役）。 検察側が論告、弁護側が弁論を行い結審。 求刑：被告人児玉一懲役3年、被告人柳沢義人懲役1年、被告

	人山口達夫懲役 10 カ月、被告人田中教雄懲役 1 年、被告人伊藤正隆懲役 1 年。 次回令和 4 年 7 月 25 日（月）第 5 回公判において判決言渡予定。
6 月 21 日（火）	第 4 回鹿角市官製談合再発防止対策検討委員会

4 入札・契約制度の検証と課題等の抽出

(1) 事件発生の直接的要因

今回、前市長が逮捕・起訴された3件の事件は、鹿角市内のA級事業者という条件付きの一般競争入札（最低制限価格方式）制度において官製談合防止法違反等が行われていた事案である。

うち2件は、前市長が最低制限価格を入札締め切り前に業者に情報提供し、最低制限価格と同額で落札させた事案である。

もう1件は、前市長が事後公表となった予定価格について事前に工事価格等によって業者に情報提供し、入札参加業者間の談合の下で予定価格に限りなく近い価格で落札させた事案である。

いずれの情報も事件発生時の前市長の職権において知り得る情報であり、前市長の倫理観の欠如という状況下においては、事件を未然に防ぐことは困難であったと推察できる。

ただし、入札制度として最低制限価格方式への依存度が極端に高かったことや、その状況下において最低制限価格の決定が入札締め切り前に行われていたこと等は、制度運用上の明らかな問題点であった。

(2) 入札制度についての検証

ア 公共工事における入札は、一般に、工事価格の大小、工事の難易性等によって最低制限価格方式、低入札価格調査方式及び総合評価落札方式（各方式の概要是「資料1（1）」参照）の中から選定されて執行されるものであるが、鹿角市においては、平成30年度以降、秋田県の入札制度の変更にならい、ほとんどの入札案件を最低制限価格方式で行っていた。

この最低制限価格方式は、工事の質や労働者の雇用の質の確保等のためダンピング防止目的でその価格を下回った入札を無効とするものである。

そのため、本来、市職員の限られた者しか知り得ない最低制限価格を何らかの方法で知り、それと同額で入札すれば、他の入札参加者に価格競争で負けることはないことから、最低制限価格が漏洩する（される）危険性と動機付けは非常に強いと思われる。

イ 事件当時の最低制限価格の決定時期は、慣例により入札締め切り前に行われていた。そのため最低制限価格は、それを算定する契約検査室に限定されるこ

となく、市長を含む決裁関係者の全ての者が事前に知り得ていた。

この点、令和3年4月以降は、最低制限価格の決定時期を入札締め切り後に変更しており、最低制限価格の漏洩の危険性は低減している。

しかし、最低制限価格の算定の基礎となる「直接工事費」等は、工事担当部署で工事内容が決定された直後に行われる「起工伺」の工事価格の根拠として添付される資料に明記されており、立案者、決裁者及び合議者の全てが「予定価格」とともに入札公示前に知ることが可能な状態である。

直接工事費等を知れば公表されている要綱の計算式から最低制限価格を割り出すことは難しくなく、最低制限価格の決定時期を変更したとしても、漏洩の危険性は未だ残っている。

「起工伺」を確認する職員等の数は相当数にのぼると思われ、いずれかの者がコンプライアンス意識の欠如等により漏洩を意図した場合には、それを完全に防ぐことも、漏洩した者を特定することも、現実的にはかなり難しいと思われる。

ウ 今回の事件の背景として、最低制限価格方式の入札制度に上記のような問題点があるにもかかわらず、鹿角市において、最低制限価格方式が孕む危険性を除去又は低減する措置を要綱等により明確にしてこなかったこと、更には、最低制限価格方式への依存度を下げる試みをしてこなかったことは、不正防止という問題の認識が不十分であったと言わざるを得ない。

(3) チェック体制の検証

ア 最低制限価格方式において、入札参加者が事前に公表されている設計図書から工事費を積算し要綱等とともに算出した入札額が、偶然、最低制限価格と同額となることは全く考えられないわけではない。

しかし、鹿角市においては、平成28年度から令和2年度までの5年間に限ってみても、最低制限価格と同額の入札が10件以上あり（落札額にして建設工事全体の約1割に相当。今回の刑事事件を含む）、また複数の業者が最低制限価格と同額で入札したためにくじ引きで落札者を決める事態も多発しており、最低制限価格と入札額が偶然に一致したとは言い切れない状況であった（「資料2」参照）。

イ 鹿角市競争入札等事務処理要綱では、適正かつ公正な入札を執行するために副市長を会長とする「入札審査会」及び総務部長を委員長とする「入札運営委

員会」を設置し、必要事項を審議することになっているが、上記アのような状況であっても、個別案件について不正の疑いを審議した形跡はなかった。

これは、要綱に「入札審査会」及び「入札運営委員会」の審議事項として情報漏洩の疑義や談合の有無等について明記されていなかったことに加え、適正かつ公正な入札を執行するための体制として「不正防止という問題の認識が不十分であった」こと、「限定された倫理性（意図せずに非倫理的行動に出る行為）」及びその原因のひとつである「動機づけられた見落とし（他人の非倫理的行動を見ても素知らぬ顔をした方が自分の利益になるため、見て見ぬ振りを決め込むこと。それによって、他人の非倫理的行動に拍車をかけることになる）」の存在を疑われても致し方ない状況だったと思われる（「限定された倫理性」

「動機づけられた見落とし」という概念は、企業倫理・経営倫理における行動倫理学の知見である）。

ウ 最低制限価格と同額となった入札結果について、参加者が適切な方法により算定したかどうかのチェックは、改札後に工事発注担当部署によって行われる「入札内訳書提示状況調」により行われてはいたが、結果として、上記アのような状況に対するチェック機能は働かなかった。

それは、点検結果によって入札を無効とする手続が要綱等によって明確化されていなかったことも要因の一つと思われる。

エ 「入札内訳書提示状況調」の点検事項は精度の高いものではなく、客観的な判断基準となるマニュアル等もなかったため、点検の客観性は乏しかった。

また、点検は、それぞれの入札者ごとに行われていたにすぎず、複数の入札者が同一額で入札した場合でも、入札者同士を比較ないし横断的に点検する仕組みにはなっていなかった。

さらには、点検担当者が入札金額の根拠となる直接工事費等の積算について十分な専門的知識・能力を有していたかという問題もある。

こうしたことから、不正を疑うに足りる信頼性の高い点検結果とはならず、そのためチェック機能として十分に働かなかったと思われる。

（4）監視機能についての検証

ア 鹿角市においては、上記（3）のように入札制度の関係者によるチェック機能が十分に働かない状況であったが、それを補い本来のチェック機能を有効に作用させるための外部の人材による入札監視委員会等が存在していなかった

ことも不正及び不正を疑われる入札案件が多数となった大きな要因と思われる。

イ 不正が疑われる入札案件は多数あったことから、内部のチェック機能が十分に働かなかったとしても、市役所内外で何らかの気付きや疑問を持った者が存在した可能性がある。

職員や市役所内で働く職員以外の労働者が不正を発見した場合にこれを通報する公益通報制度（鹿角市公益通報者保護制度）は存在していたが、通報の実態はなかった。

それは、公益通報制度の周知が不十分であったこと、公益通報制度が通報者保護という観点で匿名性の確実な担保等が不十分であったこと、特別職が通報対象となった場合の処理方法が不十分であったこと等によると思われる。

とりわけ今回のように、市長が通報対象者である場合、通報窓口が総務課という市役所内部組織しかなく、公益通報処理が副市長、総務部長及び総務課長からなる市役所内部の委員だけで構成される委員会で処理されるとすれば、実効性を期待できないと考え、公益通報をしなかったということもあったのではないかと思われる。

5 官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止対策の検討

(1) 入札制度の見直し

ア 鹿角市は、当委員会の意見を受け、現行の最低制限価格方式の運用において、不正の危険性の低減を目的としてランダム係数を用いた変動型の最低制限価格方式を導入するため、令和4年4月に「鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱」の一部改正を行った。

具体的には、開札の直前に、従来の最低制限価格の算定方式で得た価格にコンピューターによる無作為の係数を掛けて最低制限価格を算出するものである（「資料1（2）」参照）。

この改正により、少なくとも入札締切り前の直接工事費等の情報漏洩による同額及び同額に限りなく近い入札を排除することが可能となったと思われる。イ 最低制限価格方式は、工事の質や労働者の雇用の質の確保等を目的としているが、これらを担保したうえで、資材、労務、工程等の管理を効率的に行うなどして工事価格を低減させる努力を行っている業者も多く存在する。

それらの企業努力を無駄にせず、かつ可能な範囲で市の財政負担を軽減するため、「最低制限価格」を下回る入札を直ちに無効とする最低制限価格方式から、「調査基準価格」を下回る入札だった場合でも適切な工事執行が可能かどうかを調査したうえで落札者を決める低入札価格調査方式へ移行すべきである。

ウ 低入札価格調査方式は、工事価格に関する情報漏洩があった場合でも、情報入手者が確実に落札できるとは限らない安全性のより高い方式であり、積極的に導入すべきである。

しかし、すべての入札案件に低入札価格調査方式を用いることは業務過多となり入札業務が滞る可能性があることから、一定以上の金額の案件を対象とし、その適用区分を適切に行うべきである。

エ 入札参加者に誓約書を提出させることも検討するべきである。

(2) チェック体制の強化

ア 入札制度を上記のように変更したとしても、直接工事費等の情報は、確実ではないものの落札に優位に働くことや、業者間談合による高値での入札を排除

しきれないというリスクは残る。

そのため「入札内訳書提示状況調」等の点検結果の取扱いを含め、不正の疑いがあった場合の手続を「競争入札等事務処理要綱」等に明確に記す必要がある。

イ 不正が疑われる入札の判断を行うに当たっては、客観的で精度の高い点検を行うことが必要であり、また、それを可能とする体制の構築が不可欠である。

そのため、客観的で詳細な点検項目や判断基準を要綱等で予め定めるとともに、不正を疑うべき場合の類型化やその場合に行う詳細な点検方法等についてマニュアル化するなどして実効性を確保する必要がある。

(3) 外部監視機関の設置

ア 今回提言する入札制度等の改正を行ったとしても、入札・契約の過程及び契約内容の透明性の確保については、市民に対して厳正に示し続ける責任があり、それが不正の防止に繋がるものと思われる。

そのため、入札結果を監視すること目的とした中立・公正な立場の学識経験者等による入札監視機関を設置するべきである。

また、チェック体制の強化を含む制度設計を行ったとしても、経年による制度の劣化や運用の形骸化等も危惧されることから、この監視機関に入札制度自体の点検を委ねることも必要である。

イ 公益通報制度の実効性を確保するために、通報者の保護に係る規定をより強化するとともに、通報窓口として外部機関の窓口を追加すること等の「鹿角市公益通報者保護制度」の改正を行う必要がある。

そして、公益通報制度の浸透を促す措置を講じてためらうことなく通報できるようにする必要がある。

(4) 職員の意識の向上と専門能力の向上に向けて

ア 上記に示す入札制度等における各種改善策を確実に実行するためには、市職員の意識及び能力の向上が不可欠であり、そのための各種育成措置を講ずることが重要である。

専門能力に関しては、入札関係者の入札談合防止に係る研修や、工事発注担当者・点検担当者等の工事費の積算能力向上の研修を挙げることができる。

イ 今回の事件を機に、不正な働きかけに応じない体制を構築するため、また、

公益通報制度の実効性を高めて不正を許さない体制を構築するため、全職員に対して、定期的なコンプライアンス研修を実施することが重要である。

ウ さらに、職員のコンプライアンスの意識の維持向上、コンプライアンス研修の効果測定、公益通報制度の信頼性の確保等のため、定期的に職員の意識調査（アンケート）を行うことも必要である。

6 当委員会の審議を踏まえて既に実施されている対策

(1) ランダム係数を用いた変動型の最低制限価格方式の導入

開札の直前に、従来の最低制限価格の算定方式で得た価格にコンピュータによる無作為の係数を掛けて最低制限価格を算出する。

これにより、少なくとも入札締切り前の直接工事費等の情報漏洩による同額及び同額に限りなく近い入札を排除することが可能となる。

(2) 官製談合再発防止に係る職員向け実態調査アンケートの実施

正職員及び再任用職員（派遣職員は除く）に対し、強要等の働きかけを受けていないか、職員のコンプライアンス意識、日頃の業務取組み、公益通報制度などについて、回答者を特定できない方式で実施。

(3) 市職員に対する働きかけに関する取扱要綱の制定

職員がその職務に関して働きかけを受けた場合に、組織的に対応するための報告及び情報の共有に関する必要な事項を定め、適切な体制を整備する。

(4) 職員以外の執務室への入室制限の徹底

これまでも職員以外の執務室への入室を制限していたが、適正な業務運営及び情報管理を図るため、改めて対応を徹底する。

7 総括意見

前市長が官製談合防止法違反等の容疑で逮捕・起訴されるという今回の不祥事は、市民の市政に対する信用と信頼を大きく揺るがすとともに、選挙民として善政への期待を裏切られるという鹿角市政史上最悪の事件となった。

市長及び市職員は、この事件が前市長個人の倫理観や人間関係等の要因によって引き起こされた特異な事件として捉えずに、「人間は間違えるもの」として、誰がトップになろうが、誰が入札関係者になろうが、不正を起こさせない制度・体制等の構築及び運用が必要なことを意識するべきである。

本報告書に掲げる再発防止策は、「公平公正な入札制度」の構築、「不正を許さない組織風土」の醸成のための制度改正や環境改善等を中心に、不正が起きるリスクを最小限にすることを目指したものである。

鹿角市においては、当委員会での意見を受け、本報告書を待たずに「ランダム係数」の導入や部外者の執務室への入室制限の厳格化等の対応を行っている。

その姿勢は評価できるものであり、本報告書に掲げる再発防止対策についても、可能な項目から早急に取り組み、対策を確実に進めることを強く望むものである。

これらの再発防止策の具体的な作成に当たっては、当委員会として、継続的に見守っていきたいと思う。

また、今後、関係職員が「不正を許さない組織風土」のもとで「公平公正な入札制度」を運用し続けることで、市事業の入札参加者の意識も変化し、公正なプロセスで良質な事業を提供する事業者のみの入札になることが期待できるものと思われる。

最後に、市長はじめ市職員が、改めて、公務に携わる者としての使命を深く意識し、公平公正な立場での的確かつ適正に業務を遂行すること、そして、再発防止に全力で取り組むことで、早期に市民からの信頼回復が図られることを期待する。

資料1 鹿角市入札制度の内容について

(1) 入札制度の概要について

① 最低制限価格制度

最低制限価格制度は、工事等の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みを入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度です。

② 低入札価格調査制度

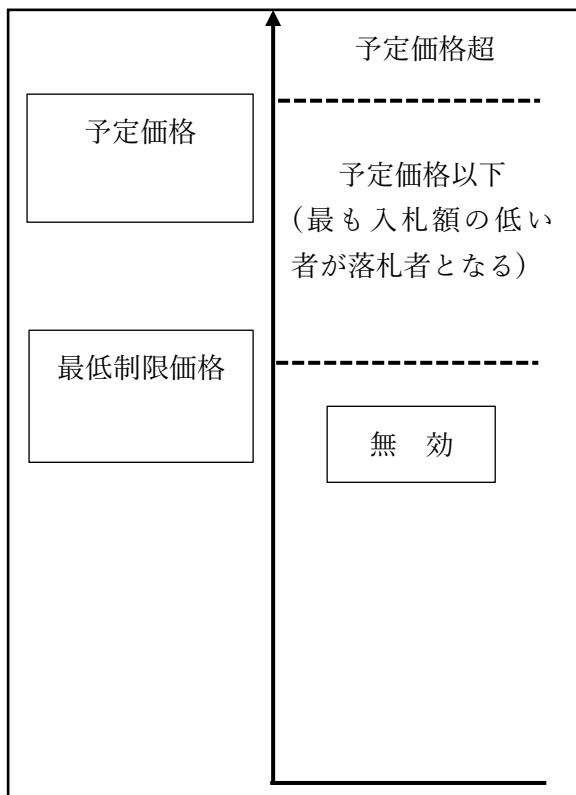
低入札価格調査制度は、あらかじめ基準となる価格（調査基準価格）を定め、入札された最低価格が調査基準価格を下回った場合に、すぐに落札者を決定せずに、その入札価格で適正な執行が可能であるか否かを調査し、適正な履行が可能と認める場合に落札者とする制度です。

③ 総合評価落札方式

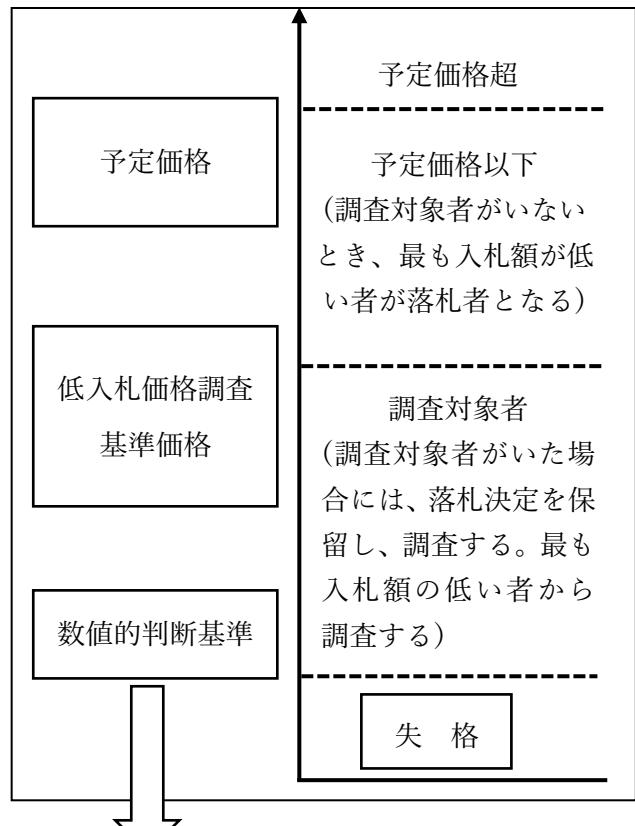
総合評価落札方式は、工事の発注にあたり、競争参加者に技術提案等を求め、価格以外に競争参加者の能力を審査・評価し、その結果をあわせて契約の相手先を決定する方式です。

対象となる工事は、競争入札の対象となる工事のうち、入札者の施工能力及び信頼性等と入札価格を総合的に評価することにより、価格のみの競争による場合に比して、市にとって有利になると認められる工事となります。

《最低制限価格制度》



《低入札価格調査制度》



適正な履行がなされない恐れがあると認められる場合の具体的な数値基準

(2) ランダム係数を用いた最低制限価格の算出について

鹿角市では、令和4年度より工事の最低制限価格を決定する場合には、0.99001から1.00998までの範囲内においてコンピューターで無作為に抽出した係数（ランダム係数）を用いて算出しています。

最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった費用に定められた割合を乗じて得た額の合計額にランダム係数を乗じて算出されます。

従来の方式により算出されたが合計額が800万円で、ランダム係数が1.00500となった場合、最低制限価格は以下のように決定されます。

$$8,000,000 \times 1.00500 = 8,040,000$$

資料2 鹿角市入札結果の概要（平成28年度～令和2年度）

鹿角市全体の入札件数、落札額及び平均落札率

区分	全 体			建設工事			測量・設計			業務			物品等		
	年度	件数	落札総額 (千円)	平均 落札率	件数	落札総額 (千円)	平均 落札率	件数	落札総額 (千円)	平均 落札率	件数	落札総額 (千円)	平均 落札率	件数	落札総額 (千円)
H28	412	1,556,546	94.86%	217	1,235,636	96.25%	17	85,287	89.41%	95	178,367	89.23%	83	61,254	92.33%
H29	427	3,481,135	96.45%	230	3,100,373	97.42%	29	186,141	90.29%	83	112,608	83.34%	85	82,012	95.85%
H30	377	2,450,955	93.48%	191	1,981,588	96.82%	24	99,988	91.93%	91	234,472	79.31%	71	134,905	79.04%
R1	320	2,389,745	92.50%	165	2,048,514	93.31%	11	76,710	90.93%	77	207,936	85.92%	67	56,583	91.65%
R2	329	2,138,199	95.57%	158	1,663,679	97.14%	15	89,939	92.60%	80	199,964	85.81%	76	184,616	94.88%
年度平均	373.0	2,403,316	94.57%	192.2	2,005,958	96.19%	19.2	107,613	91.03%	85.2	186,669	84.72%	76.4	103,874	90.75%

建設工事の状況

区分	入札件数	入札方式（競争区分）		入札方式（落札区分）			市内業者受注状況		疑念を抱かざるを得ない案件			
		一般競争	指名競争	最低制限	低入札格	総合評価	市内業者	市外業者	最低制限 価格同額	うち複数 業者同額	落札額合計 (千円)	備 考
H28	217	2	215	21	12	0	204	13	3	3	157,394	くじ抽選3件
H29	230	11	219	43	14	0	218	12	2	2	252,498	くじ抽選2件
H30	191	17	174	63	15	0	177	14	3	1	302,228	くじ抽選1件
R1	165	107	58	109	0	0	156	9	2	1	324,288	くじ抽選1件
R2	158	108	50	115	0	0	151	7	1	0	73,918	くじ抽選0件
合計	961	245	716	351	41	0	906	55	11	7	1,110,326	くじ抽選7件